

尾張旭市監査公表第27号

令和8年3月30日付け尾張旭市監査公表第21号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年4月15日付け8情第3号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年4月30日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 市原 誠二

企画部情報政策課

監査の指摘事項	措置状況
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。</p> <p>しかしながら、職員ポータル広告料について、調定を決議することなく、令和7年4月17日に納入の通知をしていた。その後、調定を決議していないことに気が付き、令和8年1月6日に調定を決議していた。</p> <p>適時適切に調定を決議されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知を図った。</p> <p>今後は再発防止に向け、予算管理簿の活用や複数の職員による確認を行う。</p>
<p>住民情報システムA P P使用許諾の契約書には「使用許諾料は別紙「プログラムプロダクト構成」のとおりとする」と記載があるものの、プログラムプロダクト構成を、内部管理系システムサーバUPS用バッテリー交換修繕の請書には「4 修繕内容 別紙仕様書のとおり」と記載があるものの、仕様書を、添付していなかった。</p> <p>また、令和7年度地方公共団体情報システムの標準化・共通化対応委託業務（令和7年6月2日契約締結）の契約書には令和7年6月1日に一部改正される前の「尾張旭市業務委託契約約款」（令和4年4月1日一部改正時のもの）を、令和7年度6月社会保障・税番号制度データ標準レイアウト改版対応業務及び自治体中間サーバ</p>	<p>指摘事項について、課内で周知を図った。</p> <p>今後は再発防止に向け、決裁時に添付漏れ等の確認を徹底するとともに、契約書案に添付されているものと実際の契約書に添付されているものに誤りがないか、契約書作成時に複数の職員で確認することにより、契約事務を適切に実施する。</p>

<p>ー・プラットフォーム第三次システム移行対応業務（いずれも令和7年6月2日契約締結）の契約書には令和7年6月1日に一部改正される前の「特定個人情報取扱特記事項」（令和5年4月1日一部改正時のもの）を、それぞれ添付していた。</p> <p>さらに、仮想サーバー機器等賃貸借（令和8年3月導入）の契約について、契約締結伺いでは仕様書に「6（1）入札金額は60か月間の賃貸借に係る総額（機器の借上、保守費用、保険料等のその他諸経費をすべて含む。）とすること。」の記載があったものの、実際の契約では当該記載のないものを使用していた。第5次LGWAN設定変更対応業務委託の契約についても、仕様書「4. 業務の内容（3）環境設定」及び「5. 事故障害にかかる賠償責任」について、契約締結伺いと異なった内容のものを実際の契約で使用していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	
<p>同課では、重要記録データ遠隔地保管委託業務において、代表者名の記載がない見積書を提出した者と契約を締結していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知を図った。今後は再発防止に向け、見積書について、代表者名の記載や代表者印の押印を含めた記載内容を複数の職員で確認し、必要に応じ相手方に確認を行う。</p>
<p>尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号）第32条により、同条各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>しかしながら、「全国町・字ファイル」保守及びメンテナンスデータ提供委託業務に係る契約について、何ら理由を示して伺うことのないまま、契約保証金を免除することとし、契約書には、同条の適用号数を示すこともないまま、単に「本契約に係る受託者の保証金は、免除する」としていた。</p> <p>また、住宅地図forWeb使用許諾についても、何ら理由を示して伺うことのないまま、契約保証金を免除していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知を図った。</p> <p>今後は、契約保証金を免除する場合は、契約規則第32条のいずれの条項に該当するかを精査し、理由を示して伺うこととする。また、契約書に記載ができないような場合は、起案文書に契約保証金の取扱いについて記載することとした。</p>